

保護者 様

下仁田町立下仁田小学校
校長 清水 浩美

学校における予防すべき感染症と出席停止について

お子さんが今回診断された病気は、学校において予防すべき感染症の一つに含まれており、以下の表のとおり、学校保健安全法施行規則により出席停止の期間の基準が定められています。

この療養期間については、出席停止の扱いとなり欠席扱いにはなりません。なお、病気が治癒して登校する場合は、本通知下部の「治癒証明書」を医師に記入していただき学校へ提出してください。

なお、*印のインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、治癒証明書の代わりに「療養報告書」(別紙)の提出になります。

種類	対象疾患	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱 ペスト・マールブルグ病・南米出血熱 急性灰白髄炎・痘瘡・ジフテリア・ ラッサ熱・重症急性呼吸器症候群・ 鳥インフルエンザ (H5N1) (H7N9)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ*	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日 を経過するまで
	百日ぜき	特有のせきが消失するまで又は5日間の 適正な抗菌性物質製剤による治療が終了 するまで
	麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現 した後5日を経過し、かつ全身状態が良 好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化する まで
	咽頭結膜熱(プール熱) 新型コロナウイルス感染症*	主要症状が消退した後2日を経過するまで 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快 した後1日を経過するまで
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎・コレラ・細菌性赤痢 腸チフス・パラチフス・その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで

こ医
の師
限が
り感
で染
はの
なお
いそ
れが
ない
と認
めた
時は

.....き.....り.....と.....り.....せ.....ん.....

治 癒 証 明 書

下仁田町立下仁田小学校長 様

年 氏名

病名 ()

上記の者は、 月 日 より出席停止となっていましたが、他に感染のおそれがなく
なりましたので、 月 日 より出席してよいと考えます。

令和 年 月 日

医師氏名

